

日医発第 2243 号（健Ⅱ）
令和 7 年 3 月 30 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

風しんの追加的対策の終了について

風しんの追加的対策については、各都道府県医師会、各郡市区医師会並びに各会員医療機関の先生方におかれまして、多大なるご協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

今般、本事業について予定どおり本年度末で終了する旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

「風しんの抗体検査及び第 5 期の定期接種に係る委託契約」（集合契約）は、令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

本事務連絡では、本事業が終了となる一方で、都道府県行政に対しては、引き続き、風しんのまん延及び先天性風しん症候群の発生を防止することは重要であるため、令和 7 年度以降も風しんの抗体検査の受検者数向上に努めることや、小児への定期的予防接種の実施等が依頼されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本事業は終了となるものの、麻しん及び風しんの定期的予防接種に係る対応について（令和 7 年 3 月 12 日付日医発第 2120 号（健Ⅱ））にてご連絡いたしましたとおり、本事業の対象である昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性は、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であり、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市区町村長が認める場合には、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間、特別に風しんの定期接種の対象として公費負担となることを申し添えます。

【本件に関する問合せ先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
メールアドレス：fushin@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和7年3月27日

公益社団法人日本医師会御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

風しんの追加的対策の終了について

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。今般、風しんの追加的対策の終了について、別添のとおり各自治体宛て事務連絡を発出いたしました。

つきましては、貴会会員に対する周知についても、御協力いただきますようお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
メールアドレス：fushin@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和7年3月27日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

風しんの追加的対策の終了について

標記事業については、平素よりその実施に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「風しんの追加的対策」に関しては、令和6年度までの時限的な事業として実施いただいていたところですが、当初の予定どおり、令和6年度末をもって終了となります。

なお、引き続き、風しんのまん延及び先天性風しん症候群の発生を防止することは重要であるため、令和7年度以降も特定感染症等検査等事業等の取組により風しんの抗体検査の受検者数向上に努めることや、小児への定期的予防接種の実施等、引き続き風しん対策を実施いただきますよう、お願いいたします。

都道府県におかれましては、本内容を管内市区町村に周知いただくとともに、市区町村から域内にある実施機関に対して、本内容を周知いただくよう、お願いいたします。

また、集合契約に基づく令和7年3月実施分の抗体検査等については、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を介さず、市区町村と医療機関での支払処理を実施いただいていると存じます。国保連が処理していない実施件数に関しては、これまでご対応いただいているように、別紙「緊急風しん抗体検査等事業の実施状況の提供について（依頼）」（令和2年1月28日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づき、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課宛てご提供をお願いいたします。

<別紙>

- ・ 「緊急風しん抗体検査等事業の実施状況の提供について（依頼）」（令和2年1月28日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 2 8 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

緊急風しん抗体検査等事業の実施状況の提供について（依頼）

風しんの追加的対策について、多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

現在、風しんの追加的対策のクーポン券を使用し国民健康保険団体連合会が処理している分については、定期的に提供いただいております、公表しているところです。

各都道府県ごとの実施件数については、不定期でご提出いただいておりますが、対策の進捗状況を把握する必要があることから、各月において国民健康保険団体連合会が処理していない各都道府県ごとの①風しん抗体検査の実施件数、②予防接種の実施件数について、別添の報告様式にてご提供くださいますようお願いいたします。